

平成十七年十一月二十二日

第六十三回東京都卸売市場審議会議事録

東京都中央卸売市場

目 次

一 .	開 会	一
二 .	新任委員の紹介	二
三 .	市場長あいさつ	三
四 .	報告事項 (一) 東京都卸売市場整備計画(第八次)について (二) 豊洲新市場実施計画について	四
五 .	閉 会	三十九

日時 平成十七年十一月二十二日（火） 午前十時〇五分

場所 センチュリーハイアット東京 地下一階 白鳳の間

出席者

会 長	高 橋 俊 龍	元東京都副知事
会 長 代 理	大 森 國 裕	（財）東京都弘済会相談役
委 員	上 原 征 彦	明治大学大学院グローバルビジネス研究科教授
〃	福 田 順 子	城西国際大学経営情報学部教授
〃	横 山 彰	中央大学総合政策学部教授
〃	川 島 霞 子	東京都地域婦人団体連盟会長
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	川 田 一 光	東京中央市場青果卸売会社協会会長
〃	鈴 木 恒 年	足立区長
〃	渡 辺 幸 子	多摩市長
〃	石 井 義 修	東京都議会議員
〃	くまき 美奈子	東京都議会議員
〃	近 藤 やよい	東京都議会議員
〃	宮 崎 章	東京都議会議員
〃	渡 辺 康 信	東京都議会議員

幹	事	森	澤	正	範	東京都中央卸売市場長
	"	高	津	満	好	東京都中央卸売市場管理部長
	"	大	野	精	次	東京都中央卸売市場新市場担当部長
	"	坂		崇	司	東京都中央卸売市場参事（市場政策担当）
	"	大	橋	健	治	東京都中央卸売市場参事（調整担当）
	"	戸	田	敬	里	東京都中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）
	"	後	藤		正	東京都中央卸売市場参事（新市場建設調整担当）
	"	荒	井		浩	東京都中央卸売市場事業部長
	"	岳	野	尚	代	東京都生活文化局消費生活部長
	"	成	田	隆	一	東京都都市整備局都市基盤部長

第六十三回東京都卸売市場審議会

午前十時〇五分 開会

一、開 会

- 野口書記 それでは、大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、東京都卸売市場審議会を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、当審議会の書記を仰せつかっております市場政策課長の野口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本審議会は、東京都卸売市場審議会条例第七条により、委員の半数以上の出席により成立することとなっております。ただいま、審議会委員の定数十五名中全員の方々のご出席をいただいております。したがいまして、定足数を超過しており、有効に成立しておりますので、審議会を始めさせていただきます。

次に、開会に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。本日の審議会の資料は、既にお手元に配布してございます。順に、「審議会次第」「委員名簿」「幹事・書記名簿」「座席表」「審議会条例」「資料一」「資料二」「資料三」「資料四」でございます。お手元にない場合は、お申し出いただきたいと思います。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございます。

なお、前回の審議会以降の人事異動に伴いまして、幹事・書記の変更がございますが、これにつきまして

ては、お手元の「幹事・書記名簿」をもちまして紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後は高橋会長のほうに議事進行をお願いします。高橋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 高橋会長 おはようございます。

それでは、ただいまから第六十三回東京都卸売市場審議会を開会いたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。会場の進行につきましては、どうぞよろしくご協力をお願いいたしたいと思います。

二、新任委員の紹介

○ 高橋会長 まず、議事に入ります前に、新しい委員の先生方をご紹介申し上げたいと思います。

くまき美奈子先生であります。

○ くまき委員 どうぞよろしくお願いいたします。

○ 高橋会長 それから近藤やよい先生でございます。

○ 近藤委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○ 高橋会長 宮崎章先生でございます。

○ 宮崎委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

○ 高橋会長 渡辺幸子委員でございます。

○ 渡辺（幸）委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○ 高橋会長 よろしく申し上げます。以上でございます。

三、市場長あいさつ

- 高橋会長 それでは、お手元に配付してあります審議会次第に従いまして、会議を進めたいと存じます。

本日の議題は、報告事項が二件でございます。議事に先立ちまして、森澤市場長よりごあいさつがございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 森澤幹事 中央卸売市場長の森澤でございます。審議会の委員の皆様方には、お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日ご報告申し上げますのは、第八次東京都卸売市場整備計画と豊洲新市場実施計画でございます。

第八次卸売市場整備計画は、本年四月に当審議会からご答申をいただきました卸売市場整備基本方針を踏まえまして、平成二十二年度までの東京都の行政計画として策定したものでございます。また、豊洲新市場実施計画は、昨年七月に策定いたしました基本計画を踏まえまして、本年九月に、基本設計の与条件となります施設の配置、物流システム等について取りまとめたものでございます。

第八次卸売市場整備計画や豊洲新市場実施計画の具体的な内容につきましては、後ほどご報告させていただきますが、本日は、それぞれの計画の今後の実施に向けて、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 高橋会長 ありがとうございました。

四、報告事項

(一) 東京都卸売市場整備計画（第八次）について

○高橋会長　それでは引き続きまして、本日の議事に入らせていただきますが、まず、一つ目の議題の「第八次東京都卸売市場整備計画」につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○坂幹事　市場政策担当の坂でございます。よろしくお願いいたします。

去る十一月十八日に決定いたしました、第八次東京都卸売市場整備計画について説明させていただきます。資料一の概要と、資料二の本文をご用意いただきたいと存じます。

初めに、資料二のほうの目次を一ページ開いていただきたいと存じますが、基本方針を踏襲して作られておることですのでございますが、計画ということになりますので、若干追加したところがございます。下のほうの第三の「目標年度」と、それから第四の「卸売市場の配置」、それから次のページでございますが、一番下のほうですが、別表一の「品目別流通圏の設定」と「各市場別整備計画」のところを追加してございます。その他は基本的に基本方針を踏まえて作ってございます。

なお、本文及び図表のデータは最新のものに時点修正をさせていただきまして、図表は巻末に一括して記載させていただくというスタイルに変更させていただいています。

それでは、資料一の概要に沿って説明させていただきたいと存じます。

概要の一ページからでございますが、東京都卸売市場整備計画の概要ということで、第八次、平成十七年度から二十二年度までということをやっています。

序文の「変革を迫られる卸売市場」、第一の「激変する流通環境と卸売市場」、第二「東京都における卸売市場の現状と課題」につきましては、基本方針を踏襲しておりますので、ほとんど変更はございません

が、本文のほうの五ページの下段のほうをご覧くださいますと、(三)といたしまして「食育への取組」を追加させていただきました。これは、本年六月に食育基本法が制定されたのを受けて設けたものでございます。食にかかわる問題点と、それから食育基本法を受けましての今後の取組の課題という形で示してあるところでございます。

戻っていただきまして、第三といたしまして、「目標年度」でございますが、こちらにつきましては、国のほうに準拠いたしまして、平成十七年度を初年度とし、平成二十二年度を目標年度とするというふうに定めています。

第四でございますが、卸売市場の配置でございますが、現行の卸売市場の配置と同様に、都内全域を一流通圏とし、十一中央卸売市場・一分場、二十三地方卸売市場とするというふうに書いてあります。

次に概要の二ページに移らせていただきまして、第五の「卸売市場整備計画 ～都民の期待に応えられる卸売市場を目指して～」でございますが、これも基本方針にのっとって書かれております。基本的な考え方の最初といたしまして、「生産者サイドに加え、消費者サイドに軸足を置いた取組を行う」とか、「消費者が求める食の安全・安心への着実な取組を行う」等、五つの点について載せてあります。

一番としまして、「卸売市場の活性化と流通の効率化」についてでございますが、(一)としまして、「マネジメント力の発揮と経営基盤の強化等」ということで、この中では、東京都としては、市場休業日・二十四時間対応の強化、複合的・弾力的な施設利用等により、卸売市場の活性化と競争力強化の積極的に取り組むとともに、市場関係業者の取組を支援してまいりますと述べております。(二)に、代金決済制度の改善に努めてまいります。

二といたしまして、「情報化と物流効率化の推進」でございますが、取引業務の電子化や場内外物流の効率化等に取り組んでまいります。

三といたしまして、「卸売市場の効率的な整備・運営と財政基盤の強化」についてでございますが、(一)としまして、「卸売市場の再編・統合」についてでございますが、卸売市場の再編・統合、卸売市場間の連携、各市場の機能分化に基づく転換などを、国の定めた再編基準等を踏まえて、各々の卸売市場について総合的に検討していくということにいたしております。(二)といたしまして、「民間活力の導入」でございますが、豊洲新市場等、大規模な施設整備に当たっては、民間資金等活用事業(PFI)方式による整備・運営等を検討していくとしています。また、指定管理者制度については、総合的に検討してまいりたいと思っております。(三)「財政基盤の再構築」でございますが、これにつきましては、中長期的な財政収支を踏まえまして、市場運営の戦略的かつ効率的な進め方を検討して、市場財政を構造的、抜本的に見直す必要があるとしております。開設者が行う施設整備においては、コスト縮減が可能な整備手法により、選択的・重点的な整備を推進するとともに、遊休施設等の積極的な活用や多角的利用を検討します。

四として、「食の安全・安心の確保」についてでございますが、品質管理の高度化及び衛生対策の強化等を図る等、危機管理対策の一層の充実や、トレーサビリティ・システム等へ取り組んでまいります。

環境対策といたしましては、自動車排気ガス対策の徹底や、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進等、取り組んでまいります。

周辺地域との共存にも努めてまいります。その中でも、食育の推進や消費者向け事業の効果的な展開に努めてまいります。

地方卸売市場の機能強化についてでございますが、地方卸売市場に対して一層の規制緩和や品質管理の高度化などを図ってまいります。また、あわせて、地域特性を活かした生産・消費の連携が進められるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、第六の「市場別整備計画」でございますが、考え方としましては、基本方針に即して、具体的な

事業内容や工期を、本文の四十二ページになりますが、別表二という形で記載させていただいております。恐れ入りますが、あわせて本文の四十二ページの別表二をご覧くださいと思います。

基本方針に基づきます概要に載っております考え方に基づいて、この事業内容・工期等が書かれているということでございます。それで、簡単に各市場別に触れさせていただきますと、築地市場におきましては、移転するまでの間、中核的な拠点市場としての機能を維持するため、衛生対策及び環境対策の強化、老朽施設の補修及び撤去等を行っていくと書かれております。それに基づきまして、こちらの四十二ページのほうの事業内容を見ていただきますと、老朽化施設の耐震調査及び補強工事等を、平成十七年度から十八年度にかけて行いますというような形になっています。

豊洲につきましては、後でまた別途行いますので、省略させていただきます。

それから食肉につきましては、老朽化施設の整備に取り組み、環境・衛生対策の充実を図るということで、食肉市場の欄で、市場棟の衛生対策工事等をご覧のような年度で行う予定にしております。

大田につきましては、青果部に低温管理機能を備えた荷捌き施設等を整備する。また、水産部は豊洲新市場の建設の影響を評価し、あり方を検討するというようになっておりまして、これにつきましては、大田市場の欄に、青果部に荷捌き施設等の整備を十八年度から十九年度に行うというような形で書かれております。

豊島市場につきましては、国道十七号の拡幅の影響もございますので、施設を集約し、跡地に荷捌き施設等を整備する。また、周辺市場との連携を視野に入れた市場のあり方を検討するというようなことが書かれておりまして、豊島市場については、施設の集約化や、荷捌き施設等の整備もやっていくということが書かれております。

淀橋市場につきましては、本場について場内動線や仲卸業者売場等の配置を抜本的に見直し、必要な施

設整備を行うと書いてございます。松原分場については、あり方を検討するとなっております。淀橋市場の事業のほうでは、仲卸売場等の整備を行っていきますということで、十八年度から二十二年度まで工事を予定しております。

足立市場につきましては、品質管理の高度化を図るため、低温施設等の整備を行う。また、豊洲新市場の影響を評価し、あり方を検討するということになっております。足立市場の事業として、低温卸売場の整備を十八年度から十九年度に行うと書いています。

それから板橋市場につきましては、青果部に新たな物流管理手法を構築し、流通環境の変化に対応した物流の高度化を図る。また、周辺市場との連携を視野に入れた、今後の市場の活性化のあり方を検討するということで、事業といたしましては、ロジスティックの構築を十八年度から行うというようなことを書いております。

続きまして世田谷市場につきましては、市場施設の機能や環境の向上に取り組む。青果部の活性化のため、他市場との連携等、市場のあり方を検討するということで、事業として、施設環境の整備を十八年度から行いますというようなことです。

次に北足立市場につきましては、下のほうになりますが、花き部で、顧客へのサービスの向上と市場の活性化を図るため、機械せりシステムの導入を図るということで、花き部機械せりシステムの整備ということで、十九年度から行いますと書いております。

多摩ニュータウンにつきましては、多摩地域の生鮮食料品の現状及び当市場の取引状況に鑑み、市場のあり方について検討を行うとしております。

それから葛西市場については、地盤沈下等に伴う必要な対策を講じる。また、青果部については、豊洲新市場の建設の影響を評価し、あり方を検討するということで、地盤沈下対策をこれから調査し、設計、

工事を十九年度までに行うという形になっております。

続きまして、地方卸売市場の整備ということについてでございますが、これにつきましては、施設整備事業費補助制度等により支援を行ってまいります。また、青果については、八王子北野等、六地方卸売市場を国の地域拠点市場として位置付け、支援を行ってまいります。

ちょっと飛ばしてしまいましたが、真ん中のところの多摩地域青果中央卸売市場でございますが、これにつきましては、中央卸売市場の整備ではなく、地方卸売市場の連携強化により、安定的な供給体制の実現を図ることとしております。

以上、簡単でございますが、今回の整備計画についてご説明させていただきました。

- 高橋会長 よろしいですか。それではどうもありがとうございました。ただいま、事務局から報告のありました、第八次卸売市場整備計画についてでございますけれども、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。

川田委員、どうぞ。

- 川田委員 今、ご説明をいただきまして、特に市場の整備計画のところなんです、具体的な事業内容と工期等、明示していただいて、大変わかりやすくなっておりますが、その文言の中に「あり方を検討する」というのが結構たくさん出てまいります。特に、「豊洲の新市場の建設の影響を評価し、あり方を検討する」というところが三、四カ所出てくると思うんですが、豊洲の新市場ができますと、都内の流通もかなり変わってくるだろうと、我々考えておりまして、それをどういった形で評価していただき、特に豊洲ができしってから検討するというのではちょっと遅いという気がいたしますので、具体的にどのように検討されて、どのように手を打たれるのか、その辺の計画があれば、ぜひ伺いしたいと思います。
- 高橋会長 坂幹事。

○坂幹事 座ったままで失礼します。

豊洲新市場の建設に伴う他市場への影響ということでございますが、大田市場の水産物部、それから足立市場、それから葛西市場の青果部について、この「豊洲新市場建設の影響を評価し、あり方を検討する」という文言が入ってございます。これにつきましては、豊洲新市場は、新たな流通環境の変化に対応して、ハブ機能を有する首都圏の大規模拠点市場として整備する予定でございます。その建設予定地が江東区の湾岸に位置しておりまして、葛西市場と、それから大田市場とは、湾岸道路等を経由して十五分程度と、比較的近い距離にあることから、両市場の集荷・販売に影響を与えることが十分考えられると思っております。また、豊洲新市場を大規模拠点市場として整備することから、その商圈も広がりますので、足立市場の水産物部にも影響が出てくることも考えられると思っております。

このため、影響を受けられる市場については、豊洲新市場の開設時期を踏まえまして、産地、それから小売業者等の動向につきまして調査いたしたり、また、取扱数量の予測を行うとともに、それぞれの市場の果たしている役割や機能などについても総合的に勘案評価いたしまして、各市場の機能強化、または再編・統合など、必要な対策を検討していきたいと考えております。

○高橋会長 よろしいですか。

○川田委員 市場によっては存亡の危機にも立たされるというような意識を持っているところも多くありますので、是非、業者のほうも中に入れてご検討いただければありがたいと思っております。よろしく願います。

○高橋会長 ほかにいかがでしょうか。

はい、石井委員。

○石井委員 第八次市場整備計画に関連してお尋ねいたします。

ただいまの豊洲市場の影響の評価ということですが、私は墨田区なものですから、葛西市場はよく邪魔いたします。今の説明で、豊洲市場の建設に関連して、各市場の機能強化をする、豊洲市場建設の影響の評価ということは、各市場の機能強化をするというお話が、今、ありましたけれども、例えば、葛西に対してはどういう機能強化をするのか、お尋ねします。

○高橋会長　　坂幹事。

○坂幹事　　葛西市場につきましては、施設面では、この計画に地盤沈下対策とかを載せてございますが、これにつきましては、先ほど前の方のご質問にもお答えしましたように、まず、その前段といたしまして、豊洲新市場の開設時期を踏まえまして、産地、小売業者さんの動向ですとか、取扱数量の予想とか、それぞれいろいろ調べたり、また、葛西なら葛西の特徴とかを調べました上で、どういう対策がいいのか、そこから辺を含めて、これから考えさせていただきたいと思います。

○高橋会長　　よろしいですか。どうぞ。

○石井委員　　今の地盤沈下対策というのは、具体的にどのようなものですか。

○坂幹事　　そうですね。地盤沈下につきましては、管理棟と卸売棟の間のところで地盤の格差等出ておりまして、そこら辺の補修を行わなきゃいけないというのと、これから調査いたしまして、少し時間をかけて、地盤沈下は継続的に進んでいくものですので、この計画にも載ってございますが、十八年度に一年間かけて調査を行いまして、その歪みの進み具合等検討して、その上で十九年度に設計工事という形で対策をとりたいと考えています。

○高橋会長　　はい、石井委員。

○石井委員　　この葛西市場が東京都の中央卸売市場の東京周辺の市場整備の指導に従って、二十数年の時間の中で、墨田、江東、葛飾、江戸川の小松川市場とか、両国の市場とか、再編整備の中で葛西に皆さんがお

集まりになってきた。最近、スーパーとか大型店ができて、八百屋さんが非常に困っていらっしゃるわけでありまして、商組が借りていた事務所スペースも、メンバーが少なくなってしまったために半分返上しているという非常に厳しい状況がありますから、是非とも、そうした八百屋さん等が困らないように、しっかり対応していただきたいと思います。

もう一点、前にもお話しいたしました、板橋市場の件でお尋ねをいたします。

この中に、「板橋市場について新たな荷捌き施設を整備する」と書いてございますが、具体的にはどういうことでしょうか。

○ 高橋会長 どうぞ。

○ 坂幹事 板橋市場の青果部につきまして、現在の荷捌き施設、大規模店等に対応するとか、そういう必要がございますので、これにつきまして、荷捌き施設を、青果部の部分について整備させていただきたいという予定でございます。

○ 高橋会長 石井委員。

○ 石井委員 前にも申し上げたんですが、この板橋市場も、屋根がトタン屋根でできていて、夏場は四十度、四十五度とか、大変な高温になる。青果物、葉物、それから果物は、そのために、せっかく生産地から冷蔵車に入れて運んできたその品物が傷んでしまうということがあって、ぜひとも早急に直してほしいということは、私もこの場で申しましたけれども、その点はどうなっておりますでしょうか。

○ 高橋会長 どうぞ。

○ 坂幹事 板橋市場の青果部の果実売場につきましては、昭和五十八年度に増設した施設でございまして、ほぼ全面がシャッターで開放できまして、通風等は確保できる構造になっておりますが、今、ご指摘のように、亜鉛鋼板でできております屋根の断熱塗装が劣化しておりますので、そのために、夏場高温になるとい

うことがございます。そういうことで、断熱効果が減少しているということに鑑みまして、これが商品に影響が出るということも考えられるような状況になっています。

このため、都といたしましては、今年度末を目途に、果実売場屋根の断熱塗装の全面塗り替えを実施する予定でございます。

○高橋会長　よろしいですか。ほかの委員さんどうでしょうか。

渡辺先生。

○渡辺（康）委員　何点かちょっとお伺いしますが、一つはP F Iの導入ということでちょっとお聞きしたいんですけど、これまでP F Iは検討課題ということで答弁があったわけですがけれども、今回の内容を見ると、これは検討ということではなくして、P F Iそのものを導入するということで理解してよろしいんですか。

○高橋会長　はい、大野幹事。

○大野幹事　先生のご質問は、豊洲新市場に関してでございますでしょうか。豊洲新市場につきましては、この後、また実施計画をご報告させていただきますけれども、P F Iの導入につきましては、今年度アドバイザー業務を契約いたしまして、都が従来の方で実施した場合のコスト、メリット・デメリット、そしてP F Iで実施した場合のコスト、メリット・デメリット、こういったものを比較精査していきまして、この検討で、P F Iの導入効果が見込まれるかどうかを検討するということでございまして、導入を決定したということではございません。

○高橋会長　渡辺委員。

○渡辺（康）委員　そうすると、新市場の実施計画のまとめというのがありますね。この最後のほうに載っていますけど、これはまた別に報告されるんですか。じゃあ、そのときに質問します。

○高橋会長　ほかにご質問いかがですか。よろしいですか。

それじゃ、ほかにご意見、ご質問ないとするば、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

(二) 豊洲新市場実施計画について

○高橋会長　よろしいですか。それでは続きまして二つ目の議題の「豊洲新市場実施計画」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○大野幹事　新市場担当の大野でございます。豊洲新市場の実施計画についてご報告させていただきます。座って報告させていただきます。

豊洲新市場の実施計画は、昨年七月に策定いたしました基本計画を踏まえまして、基本設計の与条件となる施設の配置、物流システム等につきまして取りまとめたものでございます。お手元に資料三「豊洲新市場実施計画について」、そして資料四「豊洲新市場実施計画のまとめ」を配付してございますので、資料三に沿ってご説明させていただきます。

まず、施設計画についてでございます。施設配置は、基本計画では六街区に水産物部卸機能、七街区に水産物部仲卸機能を配置してございましたが、物流と施設利用の効率性の観点から、市場業者の方々と協議を重ねました結果、五街区に青果部卸・仲卸機能、六街区に水産物部仲卸機能、七街区に水産物部卸機能を配置することといたしました。

なお、本実施計画につきまして都議会で報告をさせていただきました際に、施設配置については、栈橋との隣接、買出人の買い回りの利便性等の観点から、基本計画の配置が望ましいとのご意見をいただいて

おります。今後とも、棧橋からの荷の搬入動線、買出入の利便性の確保につきまして、施設機能及び運営の両面から検討してまいりたいと思っております。

大変恐縮でございますが、二ページに新市場予定地の概要を参考として掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

一ページに戻りまして、次に施設構造でございますが、生鮮食料品の品質が保持できるよう、外部からの埃、害獣などの侵入を防ぎ、温度管理のできる閉鎖型施設・高床式施設といたしました。また、機能的、衛生的な荷の搬入・搬出を行うため、荷捌きスペースなど、荷の搬入・搬出場所に車両を直接寄せることができるバースの形式を採用いたします。

場内交通でございますが、市場内外の車両渋滞などを解消するため、十分な駐車場の確保や、場内周回道路を設置するとともに、車両誘導、駐車場管理システムを導入することといたします。また、環状二号線及び補助三百十五号線の幹線道路と市場との円滑な入出場が可能となりますよう、出入口を八カ所設置いたします。さらに、幹線道路の沿道に立地する市場の一体性を確保するため、補助三百十五号線を高架化し、その下に四カ所の連絡通路を設置するとともに、環状二号線下にアンダーパスを設置し、各街区間の移動が円滑にできるようにいたします。

次に物流計画でございます。取引形態に対応して、小口取引と大口取引、それぞれに対応する荷の流れを分離するとともに、他市場へ転配送する荷を扱うスペースを設け、首都圏のハブ機能の充実を図ってまいります。また、荷の円滑な搬入・搬出を確保するため、荷捌きスペースを新たに設置するとともに、一時保管機能を充実いたします。さらに、卸売業者、仲卸業者や買荷保管業者がそれぞれに行っております場内荷役を共同化し、自動搬送設備を積極的に導入することで、低コスト物流の実現を目指してまいります。情報システムの構築でございますが、商品情報を共通認識できる生鮮EDI標準の活用による物流管

理・商取引システムを導入し、物流の効率化を図ってまいります。

次に、衛生・廃棄物対策でございます。衛生対策といたしまして、先ほどもご説明いたしましたが、閉鎖型施設・高床式施設といたします。また、施設の機能に応じ、清潔ゾーン、準清潔ゾーン、一般ゾーンを設け、衛生管理を充実いたします。廃棄物対策でございますが、環境負荷の低減のために、スーパーエコタウンの利用等によりまして、廃棄物リサイクル率の向上を図ってまいります。

二ページをお開きください。整備・運営手法でございます。加工・パッケージ施設、冷蔵庫など、付加価値施設につきましては、市場業者等が整備することとし、整備に当たっては、市場用地貸付制度の活用を幅広く検討してまいります。卸売場、仲卸売場など、都が整備する基幹的施設につきましては、調査の結果、PFI導入の効果が見込まれることから、すべての施設を対象に財務面、技術面等から、PFI導入につきましてさらに検討することといたしました。

整備スケジュールでございますが、PFI導入の検討を行い、平成十九年度より設計工事に着手し、平成二十四年度の開場を目指してまいります。今後とも市場業界の方々とも十分協議を重ねまして、各施設配置・規模や管理・運営手法など、ハード・ソフトの両面から、更なる具体化に取り組んでまいります。

以上、簡単でございますが、実施計画についてご報告申し上げました。よろしくお願いいたします。

- 高橋会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま事務局から報告がありました豊洲新市場実施計画につきまして、ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。ご質問等ございませんか。

はいどうぞ、石井委員。

- 石井委員 この豊洲市場移転に反対しているの方々の中に、この豊洲の汚染土壌についていろいろ言及する人たちがいるんですけれども、その点はどうなっているのかお尋ねをいたします。

- 高橋会長 後藤幹事。

○後藤幹事 それではお答えいたします。まず、土壤汚染につきましては、汚染原因者の責任により処理されるということになっております。豊洲の新市場の予定地につきましては、東京ガスがガスを製造していた工場跡地であるということでございますので、一義的には東京ガスが処理をするということでございます。

したがいまして、東京ガスは、平成十四年の十一月に、東京都環境確保条例に基づく汚染拡散防止計画書を環境局に提出いたしました。内容は、環境基準の十倍を超える区域については、環境基準以下となるよう、処理を行うことということでございます。

環境基準十倍以下で汚染物質が残る土壤につきましては、用地全体に約二・五メートルの盛土を行い、覆土することによって、飛散が防止されるという処理でございます。この処理は、環境確保条例、また、東京都土壌対策指針に沿ったものでございまして、安全性に問題はないものでございます。

なお、環境基準の十倍以下の土壤がございまして、水質汚濁防止法や下水道法に照らしても、周辺の水質や環境上への問題は生じないと考えております。

しかしながら、新市場の予定地ということで、生鮮食料品を取り扱う用地ということでございますので、私どもといたしましては、安全をより一層確実なものとするために、現在の地盤面から二メートルの深さまでは、すべて環境基準以下となるよう東京ガスに求めました。また、東京ガスもその趣旨を理解いたしまして、東京ガスによって二メートルの深さまではすべて環境基準以下となるよう処理することとしております。

このことによりまして、市場用地につきましては、二・五メートルの盛土を行った後の地盤面から四・五メートルの深さまでは、環境基準を超える汚染が存在しないこととなります。

なお、将来、新市場の建設によりまして、構造物の基礎等の関係から、盛土後の地盤面から四・五メートルより深い部分について土地を改変する必要がある際には、調査を行いまして、環境基準を超える物質

があった場合には、環境基準以下となるよう適切に処理をすることとしております。

したがいまして、私どもといたしましては、ご心配されている方々がいらっしゃるということは十分承知しておりますけれども、ご安心くださいと申し上げたいと思います。

○ 高橋会長 はい、石井委員。

○ 石井委員 この築地市場が豊洲新市場に移転するということについては、これまで青果・水産場外市場、それから中央区そのもの等の様々な議論の中で、移転が粛々と、今、実行されようとしているわけですが、そうした汚染土壌等々の懸念があることについては、心配ありませんよ、このようにきちんと対応していますということを、親切に、丁寧に、あらゆるチャンネルを使って、関係者の皆さんに広報していただきたいと思います。

もう一点、震災、防災対策というんですかね、いざ、有事の際には、ある意味ではここは大きな避難場所にもなる。そうした機能も兼ね備えているのではないかと思いますけれども、その点についてどうなっているかお尋ねします。

○ 高橋会長 はい、後藤幹事。

○ 後藤幹事 まず、最初の周知徹底というか、説明についてでございますけれども、これまでも私どもは市場関係者、あるいはそれ以外の方でも、ご要望に基づいてご説明をしてきたところでございますし、組合に対しては文書でもって回答もしております。また、求められて組合員に対して説明会等も開催したこともございます。ただ、まだまだこれから時間があるわけでございますので、私どもといたしましては、先生ご指摘のように、今後ともPR、周知徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、災害時のことでございますが、災害時、大震災等のことを考えますと、当然、私どもとしては地盤強化等をして、建物等に大きな被害が出ないような対策を練っていくとともに、中央卸売市場という食

を扱うところでございますので、災害時の大規模な防災拠点としても役割を担わなければならないということを十分考えております。

今後とも、具体的な対策としてはまだこれからでございますけれども、十分気をつけて、適切な対応をとってまいりたいと思っております。

○高橋会長　よろしいですか。ほかの先生方いかがですか。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員　委員の伊藤でございます。豊洲新市場につきまして、私ども関係があるんでございますが、まず第一に、今現在、実施計画まで来たわけでございますけれども、ともするとハード面の検討が先行しておりまして、具体的な中身の問題、ソフト面と申しますか、どういう市場をどういうふうに運営してやっていくんだという検討が、かつてはここにおられます上原先生等にご尽力いただきまして、コンセプト委員会とかそういうものをやって、新市場はどのような市場であるべきかというお話があったんでございますが、その後、その辺の検討が途切れておりまして、現時点ではこういうふうに、ハブ機能を強化するとか、あるいは他市場への転送機能をやるんだとか、あるいは衛生面等を考慮して、閉鎖型の施設でいくんだというふうな検討、いろいろございますけれども、それらを支えていくソフト面で、業者はどのようなふうに配置していくんだ、あるいは物流はどのようなふうに統一していくんだというふうな検討が、全くまだこれからでございますので、そういった点に関して、この新市場をどのようなふうに運営していくか、あるいは経営していくか、そういう視点から、行政当局におかれましてそういう点をよくご検討いただき、また、いろいろなお知恵をお借りしながら、いい市場をつくっていくということにご尽力お願いしたいと思えます。

それから、二つの点で、今申し上げたいことがあるんでございますが、第一点は、財務関係の面でござ

います。この市場に関しては、市場会計があり、そしてその市場会計の中に、約二千四百億と伺います残高があるということも承っておりますが、こういうものがこれからどういうふうに使われていくのか、それから、まず新市場ができるときには、本来は国からの三分の一の補助があるというのが建前でございすけれども、現在の財政状態、それから国と東京都との関係、あるいは最近の国の三位一体のような政策転換と申しますか、そういったようなことの中で、国からの補助がどうなるのかといったようなこと。そして、そういうものの使い方の中で、どういう市場がどういうふうな財政状態で作られていくんだらうか。そして、その中で一番肝心なのは、私ども業界がどういう使用料負担になっていくんだらうか。

今、漏れ聞くとところによりますと、各新設の市場にあっては、大変使用料が高騰して、そして市場の運営、あるいはそれぞれの業者の経営に非常に苦労しておる、あるいはいろいろなトラブルが起きているということも聞いておりますが、私どもはそういう轍を踏みたくないんでございます。それで、そういう中で市場別使用料がどうなっていくのか、そして、私たち業界、業者の負担するものが、いろいろな設備、新しい設備に行くわけですから、ある意味で、多少の負担増は、これはやむを得ないと思っておりますけれども、あまりに高騰するものでは、本来の市場機能を発揮していくということが、本来の役割が、公共的な役割を含めて果たせなくなるということが一番恐れているわけでございます。そういう点について、まだ何のご説明も明らかにされていないんでございますが、そういう点について、強く使用料に関して、これが高騰しないように、明確にしていっていただきたいということが一点。

それから第二点は、先ほどお隣の先生がご発言されました土壌汚染の問題でございすが、確かに、一部にこれを心配する声がございす。先ほどのご説明はよくわかるんでございすが、私どもは東京都さんのご説明を十分に信頼してきております。しかしながら、国会の先生方も大変いろいろ心配しておられて、この前は、保坂副大臣からもアドバイスいただいたんですけれども、建設にかかる前に、権威あ

る第三者機関できちんとした調査をしていただいて、「これは本当に心配ない、安全だ」ということを認定していただくということが大事なことじゃないか、そして、みんなが納得して、「これはもう心配ないんだ、安全なんだ」ということをまず大前提に置いて、そしてこの建設にかかっていただきたい、このことを強く要望する次第です。以上、二点でございます。

○高橋会長　多岐にわたりますが、順次お答えいただけますか。まず、ハード面の説明はあったけれども、ソフト面はどうなのかということが第一点ですね。どうぞ。

○大野幹事　今、伊藤委員がお話しされたように、ソフト面が非常に大事だということは、もちろん私も十分認識しております。そういった中で、先ほどもお話ございましたけれども、新市場の基本構想、そして基本計画、こういったものをまとめてきたわけでございますけれども、その中でも特に基本計画におきましては、六つの基本的な機能といったものを打ち出しておりまして、それをいかに具体化していくかということが、私も新市場の建設に向けた課題だなと思っております。

そういった意味で、基本計画での機能そのものをいかに具体化していくか、これは実施計画の策定過程でも、私もは業界の皆様も含めていろいろ検討を重ねてきたと思いますが、最終的にソフト面でまだなかなかまとまっていないという面があるのも事実だと思っております。

そういった面も含めまして、今後、きちっと業界の皆様等も含めまして、新市場の建設に向けていろいろご議論させていただきたいと思っております。

○高橋会長　それから、財務関係という大括りですけど、お答えになりますか。

○高津幹事　ご質問の趣旨は、特に新市場に関して使用料負担の問題かと思えます。

ご指摘ありましたように、国庫補助金、これは最大限確保していくということでこれから努力していきたいと思っておりますけれども、使用料のあり方につきましては、まず、適切な水準での施設整備、あるいは費

用対効果、その辺をまず考えながら施設整備をしていくということがあるかと思いますが、その辺をこれからの検討の中で十分にやっていただいて、使用者の受益と負担の関係を踏まえた、新たな算定方式の導入、これも検討していく必要があるんじゃないかと思っております。

○高橋会長 今のお答えですが、利用者の負担関係というお話はそれでよろしいですか。

○伊藤委員 今のことは、使用料だけではなくて、先ほど、例えば閉鎖型施設・高床式施設というお話が出ておりますけれども、それらを含めて、温度管理その他のランニングコスト、これらもかなり増高するんじゃないかと思うんですね。そういう面での検討。それから、それに関しての業者負担といえますか、そういうものがどうなっていくのか。それも使用料と併せてご検討いただきたい、そしてまた、ご提示願いたいと思います。

○高橋会長 はいどうぞ、大野幹事。

○大野幹事 豊洲新市場におきます使用料含めた業界の方々の負担でございますけれども、確かに閉鎖型施設にしますと温度管理の光熱水費、これがどうなるかというのは、私ども、非常に大きな問題だと認識してございます。ただ、そういった中でも安心・安全という面で、是非、閉鎖型施設は実現させていきたいと思っております。

ただ、新しい市場の中で、業者の方々が健全な経営が確保できなければこれは意味がございませんので、そういった点を十分認識いたしまして、今後設計等に当たりまして、規模の問題でございますとか、あるいは必要最小限の整備、そして的確な温度管理、さらにいろいろな工夫によります効率的な施設利用、こういった面をいろいろ検討いたしまして、負担の少ないような努力をさせていただきたいと考えております。

○高橋会長 ちょっと待ってくださいね。最後に土壌汚染という話がありましたね。はい、どうぞ。

○ 後藤幹事 土壌汚染の確認の方法につきましてご質問がございましたのでお答えいたします。

処理自体は東京ガスが東京都の環境確保条例等に基づいてやっておるわけございまして、先ほど申し上げましたとおり、汚染拡散防止計画書というのを提出して、その中に処理の仕方等が書いてあるわけございまして。それらの処理が完了したときには、東京ガスが環境局に完了報告書というものを提出いたします。その完了報告書には、濃度計量証明書、それから土壌処理経過が記載されました汚染度管理票というものを添付いたします。この中で特に、濃度計量証明書、これは土壌の中の物質の濃度等を確認したものでございまして、これにつきましては、国の環境省が指定する第三者機関、通常指定調査機関と呼んでおりますけれども、これらが濃度計量の調査をした結果、発行するものでございまして、東京ガスが自分たちでやった結果を発行するものではございませんので、そういった第三者機関の、言ってみれば、証明書を添付して届出を出すということになっております。

したがって、環境局としては、それらの書類等を確認した上で届出を受理するということとなります。

また、私ども中央卸売市場といたしましては、そういった手続が終わったら、環境局等に確認した上でその土地を購入するという手続きを踏むことになっております。また、東京ガスからも地歴書等により安全を確認して購入するということになっておりますので、そういったことで安全性は確認できると考えております。

○ 高橋会長 これでよろしいですか。

○ 伊藤委員 今のご説明でよくわかるんでございますが、あくまでも東京都さんと東京ガスさんの間だけでなく、第三者の、しかも権威あるところの証明といえますか、「これで安全なんだ」ということを、まずしっかり押さえていただきたい。そのことを要望申し上げます。

○高橋会長 では、川島委員。

○川島委員 三点ほど伺いたいと思っております。

私どもは、もちろん、末端の消費者の一人一人として、食品でございますから、安心・安全ということは何よりの基本だと存じておりますので、新しい豊洲の市場につきましても、それがまず第一に来て、それからすべての計画が進んでいっていただかないといけないと存じております。

その意味で、今、大変に理想的といおうか、夢のあるこの建物の状況などを伺いまして、これは大変に素晴らしいと存じますけれども、財政面その他のことを考えると、これはちょっといろいろと引っかかりがあるかなと思います。殊に、今、使用料の問題などを伺いますと、事業者の方々の経営状況、そういうものがきちんと健全でなければ、それが市場の食品にも影響してくる問題でございますので、そのあたりは十分にお考えになって初めの基本設計からやっていただきたいと、私ども、末端の者は思うわけです。殊に、東京都の場合はどうか分かりませんが、人口の自然減少というようなことも考えますと、これから、その意味では、柔軟性を持って計画を遂行していただきたいと感じております。

それで、今、るるお話がございました土壌汚染の問題が、私ども消費者として初めから引っかかっておりまして、初めに、土壌学会の会長さんからお話も伺いました。そのとき、ヨーロッパあたりの基準と比べると、日本の厚生労働省の基準は大変甘いということも伺っております。東京都の基準はそのようなことはないと思いますけれども、これはしっかりとやっていただかないと、今おっしゃいましたように、第三者の検証が必要ではないかなと感じるわけでございます。

私ども消費者団体連絡センターというのがありまして、その団体が全部で集まりまして、東京ガスさんからもいらしていただいて、お話を伺いましたし、東京都のほうからのご担当の方もいらしていただいて、お話も伺いまして、一応は納得はいたしましたけれども、今の時点で、その後そのようにご説明のとおり

に、きちんと実践されているのかというところまではまだわかっておりませんので、これは結構、二、三日、私も嫁の実家のお母さんとお話をしましたら、普通の主婦の方がそれを心配していらっしゃる。「染み込んだらどうするの」とおっしゃって、私も本当にうっと思ってしまったんですけども、これから建設途上で何が起こるかわかりませんので、十分にご注意いただきたいと存じておりますが。

以上です。

- 高橋会長 はい、ありがとうございます。財政面からのご心配があるというので、柔軟な計画をというご提案であります、これに対して何かありますか。

はい、大野幹事。

- 大野幹事 私ども、豊洲新市場につきまして、目指す機能が幾つかございますけれども、一番大事なのは、安全・安心な生鮮食料品が提供できる施設、そして効率的な物流ができる市場、こういうふうを考えてございます。そういう意味で、閉鎖型施設、あるいは高床式施設、こういった実施計画でのまとめになってございます。

ただ、先ほどの伊藤委員のご質問にお答えいたしましたように、光熱水費等の維持管理経費、この辺が、現状と比べればかなり負担が増えるだろうという予測はございます。

そういった意味で、市場業者の方々の健全な経営の確保という一面も踏まえまして、今後、施設の規模でございますとか、あるいは効率的な施設の使用、こういった面を踏まえまして、いろいろ検討させていただきたいと考えてございます。

それから、今後の市場を取り巻く環境、いろいろ変わってくる中で、いかに柔軟な変化に対応できる施設にするか、これは非常に、私どもも十分認識しておるところでございますけれども、基本的な施設の配置機能、これは市場として是非必要なものはやらなければならないという中で、限られた敷地面積の中で、

どう柔軟性を確保するのかというのはなかなか難しい問題もございますけれども、設計の中でできるだけ工夫させていただきたいと考えてございます。

○高橋会長　　今の問題、まだありますか。伊藤先生から土壌汚染の話がありましたけれども。さらに今、川島先生からありましたが、何か付け加えることはありますか。

○川島委員　　十分にご説明どおりに実施をしていただきたいと存じております。

○高橋会長　　ご要望。はい、わかりました。

それでは次に、ご質問。

はい、渡辺先生。

○渡辺（康）委員　　まず最初に、この実施計画の中の問題ですけれども、こういう実施計画というのは、事前にいただければ一番いいわけですよ。検討するのにもね。きょう、ここに来て初めてこういう詳細な計画があるんだよというのがわかるわけですよ。ここの審議会の中で審議してほしいということが言われても、事前にこういうものが配られていないと、私たちは資料があるんだったら欲しいということでしたくということで来ているんですが、こういうものは出てこない、突然出てくる、というようなことというのは、私は、議事を進める上で疑問があるんですよ。ほかの審議会でもそういう問題がありますが、豊洲市場の問題、これからちょっとお聞きするわけですけれども、PFIということでは、これは最大の規模のPFIですよ。そういうようなことですから、まず最初に、こういうものがこれからも出てくるだろうと思うんですけれども、事前に配付をして、十分検討できるような時間を与えてほしいというのを、ひとつ要望しておきたいと思うんです。

その上に立って一つお伺いしたいんですが、先ほどもちょっと言いかけましたけれども、これはあくまでもPFIでいくということで理解してよろしいんでしょうか。

○ 高橋会長 大野幹事。

○ 大野幹事 先ほどもちょっとご答弁申し上げましたけれども、今年度アドバイザー契約を結びまして、都が直接実施した場合のコスト、P F Iで実施した場合のコスト、こういった点を比較いたしまして、P F I導入の効果があるかどうか、その辺を精査していきたいと考えておりまして、効果があれば引き続きP F Iの導入をしていきますが、効果がないという結論になれば、今後都が直接設計、建設をしていくという考え方でございます。

○ 高橋会長 渡辺委員。

○ 渡辺（康）委員 中身にちょっと目を通しただけですから、そう言われれば、確定ではないと言われればそうかもしれませんが、しかし、全体を見ると、これはP F Iそのもので行くという内容で書いてあるんじゃないかと思うんですね。

例えば、これは五十七ページの「開発事業者が整備する施設」、千客万来施設はそういうことで取り組むんだというようなことで、こういうことまで書く必要があるのかなと思ったり、あるいは七十ページを見ると「P F I導入の検討」ということで、これは「P F I導入スケジュールは別紙P F I導入スケジュール（案）のとおりである」ということで、大体こういうような走りを見ると、全体としてこれはP F Iでやるんだという感じで書かれていると思いますね。

そこで、先ほどもちょっと出ましたけれども、直営でやる場合と、それから民間でやる場合のどちらが具体的にメリットがあるのかという問題ですけど、これまでの話ですと、これは大雑把ということですが、おおむねということでしょうか、そういうことだと思うんですが、東京都の支出というか、考え方としては、約九百六十億。建設を東京都でやればね。あと、民間で三百億というような、大体そういう話がありましたよね。そうすると、例えばこの九百六十億というものが、きょうもらった資料を見ますと、かなり

細かな計画が出ていますよね。こういうことで、東京都である程度積算というのはされたんでしょうか。

○大野幹事 積算というのはPFIに関してでございますか。

○渡辺（康）委員 東京都の。

○大野幹事 九百六十億円の積算でございますか。

○渡辺（康）委員 はい。

○大野幹事 一つ一つの施設を、単価を積み上げて計算していく積算では九百六十億円になります。

○渡辺（康）委員 そうしますと、PFIでやった場合には、この九百六十億というよりも、これを上回るようなことは絶対にないということで理解してよろしいわけですか。

○大野幹事 そもそも、現在の九百六十億円ということをベースに考えますと、それを上回るようなことがあれば、これはPFI導入の効果がないということでございますので、その場合にはPFIの導入はしないということでございます。

○高橋会長 はい、渡辺委員。

○渡辺（康）委員 もう一つお聞きしますが、この九百六十億というのは、これは建設費だけということなのか、それともPFIで建設業者でお願いしますよね。その管理・運営ということで、何年にするのかよくわかりませんが、その管理・運営も含まれた内容での九百六十億ということですか。

○大野幹事 実施計画なり基本計画で出してございます九百六十億円というのは、あくまでも建設経費でございます。

○高橋会長 はい、渡辺委員。

○渡辺（康）委員 そうすると、管理運営に当たって、それに上乗せされるということになりますよね。実際にはそういうことになりますよね。そうすると、これは何年契約ということを考えておられるんでしょう

か。

- 大野幹事 P F I をやった場合に、その維持管理期間を何年にするか、これはまだ決まってございません。

当然、その期間によってもいろいろ経費の負担、利子等も含めてございますので、そういった面も含めて P F I 導入の効果があるかどうか、その辺を検討するということでございます。

- 高橋会長 渡辺委員。

- 渡辺（康）委員 そうすると、まだ決まっていはいないということですが、全体としては大体どれくらいのメリットということを目安にして P F I ということを考えているのでしょうか。

- 大野幹事 そのメリットにつきましても、今の時点で何パーセントだからやるとか、何パーセントだからやらないといった基準はございません。ただ、基本的に、都が整備した場合と P F I でやった場合に、どの程度の経費の違い、バリュー・フォー・マネーがどのくらい出るか、これによって判断するというところでございます。

- 高橋会長 はい、どうぞ。

- 渡辺（康）委員 この P F I でやる場合、いわゆる業者に任せるということができないものがありますよね。ここにもちょっと書いてありますけれども。その管理・運営の中で、直営で東京都がやらなければならないという業務がありますよね。これはどういうことになるのでしょうか。

- 大野幹事 P F I の場合は、基本的に施設の設計、建設、それから施設の物理的な維持管理、これを P F I の事業者に委託するというのが基本でございます。ただ、市場の場合には公の施設でございますので、今度、自治法の改正に伴いまして、指定管理者制度というものができました。その指定管理者制度そのものは、一般的に公の施設の管理、これを行政の権限等も含めて委任といいますか、そういった権限の代行を指定管理者ができるということがございますが、市場の場合には、農水省の業務規程例に基づきまして、指定

管理者といえども、例えば使用料の決定でございますとか、仲卸業者さんの許可でございますとか、あるいは指導・監督、こういったものはできないということがございます。ただ、使用料の徴収でございますとか、施設の使用の許可、こういったものは指定管理者の場合でもできるということでございますので、もし、PFI事業者を更に指定管理者に指定すれば、そういった一部の業務も可能だということでございます。

○渡辺（康）委員 その続きなんですが、そうすると、例えばPFIでやって、それで途中で完成した段階で、その業者に対してというか、業者選定をするわけですがけれども、これは指定管理者制度を導入するということも考えられるんですか。

○大野幹事 理論的には、PFI事業者を指定管理者にするということは可能でございますけれども、指定管理者にするかどうか、これは総合的な面からいろいろ検討していく必要があると考えていまして、今の時点では、まだ指定するとも指定しないとも考えてございません。今後、検討の課題です。

○渡辺（康）委員 そうすると、確認で申しわけないですがけれども、この事業をPFIで進めるかどうかということも、一つは検討課題ですね。それから、仮になったとしても、契約何年間ということは検討課題。それから、建設された後の管理・運営の問題についても、PFIですずっとやるのか、それとも指定管理者制度に切り替えてやるのかということについても、これまた検討の課題と、いろいろあるということでしょうか。

○大野幹事 検討の課題でございますけれども、先生のおっしゃった最後の、PFI事業者でやるか指定管理者でやるかというのは、これは二者択一ではございませんで、指定管理者としてやれば、PFI事業者を指定管理者として指定するという形になるのかなというふうに考えてございます。

○渡辺（康）委員 それも一応検討課題ということですね。

- 大野幹事 そうでございます。
- 渡辺（康）委員 はい、わかりました。じゃあ、それは一応それで、次に行きますけれども、東京都中央卸売市場の資金ですけれども、これは現在、残高はどれくらいあるんですか。
- 高橋会長 はい、高津幹事。
- 高津幹事 お尋ねの件は、積立残高ということだと思いますけれども、二千七百億円でございます。
- 渡辺（康）委員 二千七百億円。これが、実際問題で、毎年利息は幾らぐらいになりますか。
- 高津幹事 今の状況としては、一般会計に貸付けております。それで、十六年度あたりで二十数億円の利息をいただいております。
- 渡辺（康）委員 はい。それからもう一つお聞きしますが、この豊洲の土地ですけれども、土地を購入しなきゃならないという問題がありますよね。この土地の購入ということと、それから築地の市場を売却するという問題も出てくるだろうと思うんですね。これらの計画というのは、考え方には既に基本的には入っておられるんでしょうか。
- 大野幹事 豊洲の土地につきましては、十六年度にそれを一部購入してございまして、今年度から十九年度までに引き続き購入するという予定でございます。築地につきましては、私どもは、豊洲新市場の財源の一部というふうに考えてございますので、売却もしていきたいと考えています。
- 渡辺（康）委員 具体的にお聞きしますが、単刀直入に、豊洲の土地全体で、最終的には幾らになるのかというのが一つと、それから、築地はどれくらいということで、なかなか難しいと思いますが、一応築地ではどれくらいの売却する収入というか、それを考えておられるのか、ちょっと教えていただけますか。
- 高橋会長 はい、大野幹事。
- 大野幹事 豊洲の購入土地価格につきましては、現在のところ、まだ確定してございません。それから、築

地の売却の土地につきましても確定してございません。

- 渡辺（康）委員 それでは最後に。そういうところなんですけれども、実際には、買収しているということもあるわけですから、最終的にどのくらいになるかということとはわかっているんだと思いますが、いずれにしても、これらの金、買うお金と売ってお金、こういうものを、二千七百億円以外のほかのところでこれらが活用されると思うんですが、これは相当な額になるかと思うんですよ。増収としてね。ですから、この二千七百億円プラス、土地の売った買ったという差額でプラスされるんじゃないかと思うんですよ。ですから、こういうようなお金があれば、PFIということではなくてもできるんじゃないかと思うんですよ。

例えばPFIでやるという、あるいは指定管理者でやるという場合、これは市場も相当な合理化というか、コスト削減ということになっていくわけですね。ですから、ノウハウを持った人たちがどんどん辞めていく、あるいは減らされていくという状況が生まれた場合には、これは市場運営上もなかなか難しいという問題も出てくるんじゃないかという感じもするわけで、いずれにしても、私は、PFIということではなくして、これだけの資金があれば、長期にわたって、しかも管理運営費というのは相当なものだと思いますから、それだけのお金を使ってやる必要はあるのかなというふうに思っているんですが。

- 高橋会長 はい、大野幹事。
- 大野幹事 私ども、最初にお話申し上げましたように、東京都が直接実施した場合と、それからPFI事業で実施した場合と、どちらが経費を含めてメリットがあるのか、これを検討して、メリットがある場合に導入するということでございますので、そういうことでございますから、経費的に、PFIを導入した場合には、利子等も含めて安いという結論があれば、PFIを導入します。そのときには経費的に安くなるので、例えば先ほどの市場の使用料、こういったものにも跳ね返って軽減につながると考えてございます。

○渡辺（康）委員　最後に申し訳ありませんでした。それから、計画の中に、事業者がいわゆる千客万来の施設ということが書かれていますけど、そのほかにも何か、ＰＦＩでやった場合に独自にいろいろな施設をつくって、独自の利益を得るようなものがこのほかにも何かできるようなものがあるんですか。

○高橋会長　大野幹事。

○大野幹事　千客万来施設につきましては、これは直接の市場施設ではございませんので、私どもが今検討してございます、東京都が整備する施設のＰＦＩ事業とは別でございます。これは、賑わい施設ということで、民間のそういったノウハウを持っている開発事業者を募集しまして、その方に用地を貸付けて賑わい施設を整備・運営していただくということでございます。

それ以外に、直接民間の方々が整備する施設、市場業界の方々が付加価値施設を整備することはもちろんでございますけれども、それ以外、特に民間の事業者の方に、今整備していただくような施設は、考えてございません。

○渡辺（康）委員　わかりました。

○高橋会長　よろしいですか。

○渡辺（康）委員　質問は以上でございます。

○高橋会長　ほかにいかがでございますか。予定の時間はもう少しあります。

はい、どうぞ。横山委員。

○横山委員　三点、少し意見というんでしょうか、資料等の確認も含めて、意見を申し上げさせていただきたいと思います。

一つは、この豊洲新市場について、建設・運営についての考察は十分なされているんですけれども、いわゆるライフサイクルの視点が若干抜けているのではないかと。一つは、更新のときに建物はずっとそのま

ま利用できるわけではないとすると、いわゆる廃棄コストなり、更新のコストについてどう考えるのかということの視点を加えたほうがいいんじゃないかということですね。

今、公共事業、国のほうで言いますと、予算の制約で非常に厳しい状況になってきているとすると、新しい事業を考えるときに、いわゆる長寿命化というようなことで、更新のしやすい整備が求められているということを考えますと、全体を通じて、建設、運営、更新ないし廃棄を含めたトータルのコストとしての視点を加えていただけないかということです。

それから二点目が、先ほど来、これは伊藤委員からもご要望があったこと、あるいは石井委員からもあったことにも関連するのでございますが、まず、理想の施設整備なり、サービス内容を決めて、そして料金を決定する方向の議論と、今ある財源、料金負担は、経済学のほうではウィリングネス・トゥ・ペイ、どれだけその施設に対して支払う用意があるかということである、事業者の皆さんが、今の使用料体系を維持して負担する。それからまた、先ほど来あった積立金の利用方法も含めまして、財源はこれだけある、その財源のもとで、一番効率的というんでしょうか、消費者満足の高い施設整備やサービス内容を決めていく。両方あると思うんです。この両方について、少しわかるように整理をしていただけないかということ、これが二点目です。

三点目は、今、渡辺委員がおっしゃられたPFIのことについては、一つは、建設費だけなのかということと、管理・運営の話が出てきていましたけれども、そのときの観点として、今、三位一体の関連もあるかと思いますが、国の姿勢との調和をどの程度考えるのか。具体的に言いますと、PFI方式をとったときに、国庫補助がどの程度なのか。あるいはそうでない直営方式にしたときにどうなのか。その辺のことのトータルのコストとして考えていかなければならないのではないかと思います。

それからあともう一つ、ここでも積立金の二千七百億円を切り離した形で考えるのか、連動させて、そ

の二千七百億円の使い方も考えた上で、先ほど来の直営での運営とＰＦＩ方式の運営の比較をするときに、この二千七百億円をどういうふうに位置づけて比較検討するんだろうかということですね。

それからあともう一つ、ＰＦＩでご検討していただかなくちゃいけない点は、指定管理者制度との連動を考えると、契約の仕方いかんで、かなりモニタリングの問題が出てくるんじゃないか。その辺も含めてご検討していただけないか。

以上です。

○高橋会長　それでは順次お答えいただけますか。

はい、大野幹事。

○大野幹事　先生のお話の、ライフサイクルでの視点というというのは、本当に貴重な視点だと私も思っております。更新等につきましては、減価償却等の経費に跳ね返るということで、そういった経費の確保は、公営企業会計上は確保されているわけでございますけれども、廃棄の問題、それから更新しやすい、こういった点につきましては、貴重なご意見として、私も、今後の検討の中で十分認識させていただきたいと思っております。

それから整備運営の財源の問題でございますけれども、ＰＦＩも含めまして、当然公営企業会計としての市場の会計、このトータルの資金繰りの中で、利息等も含めまして、どちらが安いかということを検討していくのが当然のことだろうと考えております。

さらに、国との関係でございますけれども、国との関係で申しますと、農水省は、新しい市場を整備する場合には、まずＰＦＩが導入できるかどうか、これを検討しろと。その検討の過程で、もしＰＦＩが導入可能なのに直接都がやった場合には、国からの助成金が出ないという基本的な考え方があるようでございますので、私も、そういう点も踏まえまして、ＰＦＩの導入についてさらに精査していきたいと考

えてございます。

○ 高橋会長 高津幹事。

○ 高津幹事 ちょっと補足ですけれども、基本的に、先生方皆さんおわかりのように、私どもは公営企業会計、独立採算でやっております。先ほど来、積立金の取り崩し的なことをお話しされておりますけれども、基本的に、施設整備にかかる減価償却だとか運営は、それぞれ生み出していかなきゃいけないので、それは使用料でいただかなければ、後々の見通しのない施設整備になってしまいますので、将来の更新のための減価償却だとか、それに伴う運営は、それは使用料でいただかないと企業会計は回っていきません。

したがいまして、新市場だけじゃなくて、ほかの十市場もございますので、トータルの会計の中でいかに効率よく運営していくかということで考えざるを得ないと思っております。

○ 高橋会長 横山先生。

○ 横山委員 一点目の話に関連するんですが、これはPFIのほうも関連するのかもしれませんが、よく公共事業の入札システムとの関連が、今、国のほうでもかなりまた見直しが行われている。いわゆる総合評価方式、プロポーザル方式をとるときに、評価基準を少し明確にしておく必要があるのではないか。だから、コストが安ければいいということではなくて、トータルで考えた総合評価の基準を、都としてどういうふうに考えるべきなのか。当然それは、卸売市場独自の法律上の制約がございますので、安ければいいということでは当然ないのはわかっているのですが、評価基準を少し明確に。あわせて、先ほど言った廃棄の部分も含めてなんでございましょうけれども、お考えいただけないか。入札システムとの関連もあるということだけ、申し上げたいと思います。

以上です。

○ 高橋会長 どなたか。

- 森澤幹事 ただいまの横山委員のご指摘、非常に注目しております。公共施設を整備するときに、最近、そういう視点でやるということで、東京都におきましても、橋、あるいは道路、公共施設を建設する場合も、アセットマネジメントの発想を取り入れてやっているわけでございまして、今、ご指摘がありましたように、豊洲新市場の建設についてもそういう観点から、一度しっかり再検討してみまして、取り入れられるような基準があれば取り入れて検討していきたいと思っております。

また、廃棄コストの視点につきましても、同様な視点から、トータルでもう一度、建設に当たってのそういう視点を導入して検討していきたいと思っております。

- 高橋会長 よろしいですか。ほかにございますか。どうぞ。
- 大森会長代理 要望みたいなものですがけれども、平成二十四年度に開場しようという計画で進められているわけですがけれども、私が一番心配しているのは、道路の関係なんですね。環状二号線、それから補助三百十五号線が完全にその時点できちんとできるのかどうかというのが、非常に気になる場所なので、何か見通しがはっきりしたものがあるかどうか。今現在では、まだ、確約ができていないと思いますけれども、ぜひ、オール都庁でこの対応をぜひ考えていただきたい。それだけ一つ、要望をさせていただきます。

- 高橋会長 答えますか。

はい、森澤幹事。

- 森澤幹事 新市場が開場して、事業が運営できる前提として、道路の完成というのが不可欠でございまして、現在、庁内で調整をしております。ただ、まだ環状二号線については都市計画決定がされておられませんので、その辺の構造形式の変更決定について、今、鋭意検討しているところでございます。

現在、豊洲晴海再改定計画の中でも、環状二号線については、平成二十四年以降には完成ということでございまして、現在、我々は二十四年ということを目標に、鋭意、各局で取り組んでいるところでござい

ます。

○ 高橋会長 会長代理からの質問もありましたけれども、ほかにありませんか。これでよろしいですか。ありますか。

○ 渡辺（康）委員 これから諮るんでしょうから、意見だけ申し上げます。

私は、前からも申し上げてきているわけですが、この市場そのものについては、P F Iではなくして、都が責任持って建設にも当たるべきだし、管理・運営も行うべきだということを主張してきたわけですが、しかも、この市場の積立残高というのは、先ほどもお答えありましたけれども、二千七百億円というお金もあるし、それから土地の売却資金ということで考えればそれもプラスされるだろうというふうにも思います。

そういう点から見ましても、P F Iそのものでなくして、しっかりと本当に中央市場の役割を果たせるような、そういうものにしていくためにも、ぜひ直営でやってほしい、こういう意見を申し上げておきたいと思います。

○ 高橋会長 よろしいですね。一言。はい、どうぞ。

○ 森澤幹事 ただいま渡辺委員から話がありましたけど、二千七百億円の残高があるという話なんですけど、その数字が一人歩きしても困るんでございます。要するに、中央卸売市場の開設者としての運営経費というのは、起債の元利償還も毎年ございますし、また人件費、運営費も払わなくちゃいけない。その他いろいろあります。そういうのがかなりの金額を占めておりまして、二千七百億円がそのまま使えるわけじゃなくて、また、先ほどの整備計画でもご説明しましたように、ほかの市場の設備投資というものも、当然何百億円というオーダーで確保しなくちゃいけないということで、豊洲に使えるのはそのうちのかなり限られた部分だということを、一応ご理解いただきたいと思います。

○高橋会長 ありがとうございました。

大体予定時間どおりでございます。あと五分なんですけどね。

ほかにご意見、ご質問はないということで、それではこれをもって報告事項につきましてはここまでとさせていただきます。

五、閉 会

○高橋会長 以上をもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきたいと思いますが、閉会の前に、森澤市場長からごあいさつを頂戴したいと思います。

○森澤幹事 本日は、第八次東京都卸売市場整備計画及び豊洲新市場実施計画につきまして、委員の皆様方には大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。生鮮食料品流通を取り巻く環境が大きく変化している中で、今般策定しました計画を踏まえ、都民の安定した消費生活を支える卸売市場の整備・運営を、いかに着実かつ具体的に進め、様々な都民の期待に応えていくかが大きな課題であると受けとめております。

卸売市場が流通環境の変化に対応し、十分に役割を果たしていくことができるよう、委員の皆様方から賜りましたご意見を踏まえ、全力で実施に向けて取り組んでまいります所存でございます。

委員の皆様方には、今後ともよろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

○高橋会長 どうもありがとうございました。

委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中、長時間にわたって、熱心なご意見等いただきまして、

誠にありがとうございました。当審議会では、昨年七月に、東京都より整備基本方針の諮問を受けまして、本年四月に答申取りまとめをいたしたところであります。答申の取りまとめに当たりましては、委員の皆様方には大変ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、審議会答申の趣旨を踏まえまして、第八次卸売市場整備計画の報告を受けましたが、東京都におかれましては、豊洲新市場も含めて、計画を着実に実施されることを期待しております。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

午前十一時四十一分 閉会